



こんにちは

日本共産党

堺市議会報告

城 勝 行 です

2014年7月 No.8 1
南区美木多上322
Tel 297-1777
日本共産党堺市議団
城 勝行 事務所

子や孫 日本の青年を 戦場に 絶対に送らない 違憲の「閣議決定」撤回を!

安倍自公政府は、7月1日に「集団的自衛権行使」容認を閣議決定しました。

一内閣の憲法解釈の変更だけで憲法の最も大切な原則を覆すのは、憲法で権力を縛る立憲主義の原則を破壊するクーデターです。

何の歯止めにもならない「新3要件」

閣議決定の内容(新3要件)は、「我が国が直接攻撃されたとき、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険があるとき」に武力行使を認める。と言うものです。しかし、それを認定するのは政府です。からなんとでもなります。

公明党は「明確な危険」に変えさせたいというが...

公明党は、「恐れがあるとき」を「明確な危険があるとき」に変更させた自慢していますが、何の違いもありません。大陸間弾道弾や国際テロ、



7月1日緊急堺市民集会と元毛行進

大量破壊兵器などの問題を取り出して「恐れがある」のか「明確な危険がある」のか、そんな区別はつきません。結局、政府の意図的な判断になります。

政府作成の「問答集」では何でもあり

政府が国会の質疑などのために作成した「問答集」では、●安倍首相は、「集

団安全保障の中で、武力の行使を目的とした戦闘に参加することは「ない」と答弁していましたが、「『新3要件』を満たせば憲法上の『武力の行使』は許される」。●集団的自衛権で「他国の領域に立ち入らない」としていましたが、「他国の領域における『武力の行使』に当たる機雷掃海」について「『新3要件』を満たす場合には、憲法上許されない訳ではない」。●集団的自衛権の「新3要件」について、「歯止めがないのでは」という疑問に対して、「要件に該当するか否かは政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断」としています。国民が「情報公開せよ」と求めても「それは特定秘密です」となりま

闘いの帰すつを 決めるのは国民の世論と運動

一内閣の考え方で権力を縛る憲法をないがしろにするなど絶対に認められませ

まさに政府の判断しだいです。この闘いの帰すつを決めるのは国民の世論と運動です。憲法違反の「閣議決定」は撤回せよ、「海外で戦争する国」をめざすあらゆる立法措置はやめよ、解釈で憲法壊すな——この声を広げましょう。「子や孫を戦場に送らない」との多くの人々の思いを闘いのエネルギーにかえて憲法九条を亡きものにする歴史的暴挙にストップをかけましょう。

ウソで固められた 記者会見

閣議決定後の記者会見で安倍首相は、「憲法解釈の基本はかわらない」「憲法の規範性は変更しない」

